

議案第30号

守谷市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

守谷市文化財保護審議会条例（昭和52年守谷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10人」を「8人以内」に改める。

第4条中「学識経験がある者」の次に「，公募により選出する市民」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月9日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
30号	1

提案理由（議案第30号）

提案理由を申し上げます。

本案は、守谷市文化財保護審議会委員の定数を減員し、公募制を導入した効果的かつ機能的な会議の運営を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
30号	2

守谷市文化財保護審議会条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>8人以内</u>で組織する。</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、<u>公募</u>により選出する市民及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>10人</u>で組織する。</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者_____及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。</p>